

新潟市教育委員会 令和7年6月 定例会会議録				
日 時	令和7年6月27日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (7名)	中津川 英 子	出席委員	渡 部 雄一郎	
	畠 山 典 子		高 橋 誠 一	
	石 坂 学			
	神 林 むつみ	欠席委員	和 田 有 子	
	小 見 直 樹			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (9名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	加 藤 陽 子		
	学 務 課 長	日 根 裕 子		
	保 健 給 食 課 長	蝦 名 淳 広		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	生涯学習推進課長	山 口 穰		
	教 育 総 務 課 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (0 件)		
報告 (5 件)	令和7年6月議会定例会の議案に係る教育長による臨時代理について	
	令和7年度新潟市二十歳のつどいの開催について	
	新潟市公立小中学校児童生徒数・学級数推計について	
	学校適正配置の状況と今後の取組について	
	令和8年度使用教科用図書調査員の委嘱について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより 6 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の報道はありません。なお、会議中に、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することといたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に小見委員及び渡部委員を指名します。

第2 報告

○教育長

次に、日程第 2 報告に入ります。

はじめに、令和 7 年 6 月議会定例会の議案に係る教育長による臨時代理についての内、(1) 令和 7 年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課です。よろしくお願いします。

報告資料 1 ページをご覧ください。

令和 7 年 6 月議会定例会の議案に係る教育長による臨時代理について、教育総務課からは、(1) の、令和 7 年度新潟市一般会計補正予算についてご報告いたします。

先月 5 月 27 日、政府において国の令和 7 年度一般会計予備費が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が措置されました。

この国交付金を速やかに活用し、資料に記載の 2 事業を実施するため、今月 24 日、現在開会中の 6 月議会定例会に、令和 7 年度新潟市一般会計補正予算を追加提案いたしました。

事業の概要をご説明いたします。

1 つ目は、学務課の「物価高騰に対応した就学援助事業」です。

就学援助対象世帯に対して、物価高騰による家計の教育費を支援し、経済的な理由による学びの機会が失われないよう、一律に学用品費 5,000 円を支給します。

対象人数は 9,000 人、支給総額は 4,500 万円で、支給のためのシステム改修費と合わせた予算補正額は 4,800 万円です。

次に、保健給食課の「学校給食費支援事業」です。

物価高騰の状況を踏まえ、給食費の一部公費負担額を増額し、保護者から徴収する給食費を減額することで、給食費に係る保護者負担の軽減を図ります。

給食費は現在、1 食あたり小学校は 15 円、中学校は 16 円の公費負担をしていますが、今回公費負担額を増額することで、小学校は 9 円、中学校は 13

円、幼稚園は新たに 20 円の支援を行うことになり、年間喫食数を 185 日として試算すると、小学校は年間 4,400 円、中学校は年間 5,350 円、幼稚園は年間 3,700 円を公費負担することとなります。公費負担増額に係る予算補正額は 1 億 1,550 万円です。

補正予算を市議会に提案するにあたりましては、本来、予め教育委員会に付議すべきところですが、国の交付金が急遽増額措置され、これに速やかに対応するため緊急を要し、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、教育長が臨時に代理し、同条第 3 項の規定によりこの定例会において報告し、承認をお願いするものです。

私からは以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

(2)新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。報告の 2 ページから 5 ページをお開きください。

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の改正理由ですが、国の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえて改正された、市の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に準じて、教職員、教育職員についても同様の措置を講ずるためのものです。

改正の趣旨は、仕事と生活の両立支援です。育児や介護に直面した職員や、今後可能性のある職員に対し、育児休業や介護休業などの支援制度を周知するとともに、働き方の意向確認を行うなど、仕事と生活の両立ができるように支援することを義務づけるための改正となります。

これらは、学校現場ではすでに取り組んでいることではありますが、この度の義務化を受けて、管理職への研修や職員への積極的な情報提供を通じて、仕事と生活の両立支援をより一層徹底していきます。

条例の施行日は令和 7 年 10 月 1 日です。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○畠山委員

今回の改正で仕事と生活の両立を支援する、さらなる充実のためだと思うのですが、こういうものに関しては、女性の方の育児とか介護とか、そういう負担が意識として大きく働いてしまうと思うのですが、やはり男性も同じように育児休業とか、介護休業を取れる雰囲気、取ろうという気持ちになるような職場環境、特に管理職の姿勢も大事だと思うのです。

現在は共働きが多くなって、特に教員の場合はそうだと思うのですが、祖父母と一緒に住んでいる方は前に比べ少なくなって、核家族化がとて進んでいる状況ですので、何かあると夫婦 2 人に重くのしかかる状況です。ですので、それが片方ばかりに負担がいくと、例えば女性に多く負担がかかって

しまうと思いますので、その辺の意識啓発というのでしょうか、学校環境の意識の醸成というのでしょうか、そういうものにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

補足として、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例が報告 5 の最後にありますけれども、意向確認という言葉が出ていますけれども、この辺の管理職の職員に対する姿勢というのはとても大事なことで、研修等というお話もあったかと思うのですが、その辺の姿勢にもとても大きく関わってくることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私が感じているところでは、職員の皆さんが、以前よりも家庭の事情等によって早く家へ帰るとか、時間を有効に使って子育てにより時間をかけられるという、そういう状況も感じております。とてもいいことだと感じているところですので、学校それから子どもたちへの影響ということもあるかもしれませんが、その辺のバランスをよく取って、職員の皆さんがより家庭生活も仕事も安心して両立できるような環境整備をお願いしたいと思います。

○学校人事課長

はい。この度の改正に伴いまして、また新たにこういった教職員の意識を高めていけるように情報提供等をしていきたいと思ひますし、また合わせて働き方改革を進めて、そういった教職員の勤務環境をこれからも整えたいと考えています。

○教育長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ次へまいります。

次に、令和 7 年度新潟市二十歳のつどいの開催について、生涯学習推進課から説明をお願いします。

○生涯学習推進
課長

生涯学習推進課 山口です。よろしくお願ひいたします。

報告資料の 6 ページをご覧ください。令和 7 年度新潟市二十歳のつどいの開催についてです。

今年度の開催は資料にあります通り、令和 8 年 1 月 11 日に開催いたします。時間は昨年同様、開場が 11 時 30 分、実行委員によるプレイベント開始が午後 1 時、式典の開始が午後 1 時 30 分から 2 時 15 分の予定となっております。

会場ですが、朱鷺メッセ展示ホールで引き続き行います。

今年度の対象者ですが、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの方々と、対象者数でございますが、資料では約 7,100 人と記載しておりますが、5 月末時点で確認したところ、7,012 人、男性が 3,601 人、女性が 3,411 人という状況になっております。割合としては 51 対 49 という感じになっております。

今年度の二十歳の集いにつきましても、委員の皆様から参加していただきたいと考えております。出欠の確認につきましては、11 月頃何う予定になっておりますので、ぜひご都合をつけて参加いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

次に、新潟市公立小中学校児童生徒数・学級数推計について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 報告資料の 7 ページをご覧ください。新潟市立小中学校児童生徒数・学級数推計についてご報告いたします。

はじめに、1 児童数・生徒数・学級数推計についてです。

資料に 1 点修正がございます。1 の左側の表、増減の部分に R5 比、令和 5 年度比となっていますが、R6 比、令和 6 年度比の誤りですので、修正をお願いいたします。

令和 7 年度の市立小中学校の児童生徒数ですが、令和 6 年度と比較すると、小学生は 946 人、中学生は 415 人の減少となっています。住民登録上の実数値をもとに算出した 6 年後の令和 13 年度の推計では、小学生は 5,291 人、中学生が 1,250 人の減少を見込んでいます。特に小学校については約 16% の減少となっており、近年の少子化の影響が強く出ているものと考えられます。

次に、2 行政区別 児童生徒数推計についてです。

このグラフは、令和 13 年度までの行政区別の児童生徒数推移を表したものです。東区、中央区、西区が概ね同じような動きをしており、その他の区についても江南区以外は同様の減少傾向となっております。

次に 8 ページをご覧ください。3 小規模校・大規模校の推移です。

この表は、令和 7 年度と令和 13 年度の小中学校における小規模校・大規模校を一覧にしたものです。

はじめに、適正規模とございますけれども、本市では多様な考え方に触れ、コミュニケーションを通した学びにより資質能力を育むことが望ましいと考え、基本方針により、小学校では 12 から 24 学級、中学校では 9 から 18 学級を適正規模としております。

小学校においては、大規模校が令和 7 年度は 4 校、鳥屋野、内野、五十嵐、東山の下の 4 校ありますけれども、令和 13 年度には大規模校はなくなります。

次に、小規模校の状況ですが、令和 7 年度は 33 校ですが、令和 13 年度には 34 校に増加する見込みであり、中でも網掛けになっている複式学級を編制する学校については、今年度は 8 校ですが、令和 13 年度には 14 校に増加する見込みとなっております。小規模校については、多くの学校で全体の減少幅 16% を大きく上回る児童数の減少が見込まれており、緊急性が高いものと認識しております。中学校については、全体の傾向としては、生徒数が小学校ほど減少しないこともあり、大規模校・小規模校とも記載の校数となる見込みです。

次の 9 ページから 11 ページまでは、各小中学校の児童生徒数と学級数の推計値を行政区順に一覧とした表となっております。今ほどご説明した大規模校・小規模校以外においても、現在、適正規模であっても、今後 6 年間で急速に児童数が減少する学校もあることから、そのようなところも注視していく必要

があると考えております。

12 ページ、13 ページになりますが、こちらは令和 7 年度と令和 13 年度における各小中学校を学級数順に並べた一覧となっております。緑色の網掛け部分が新潟市の適正規模となっており、上下の白枠が大規模校・小規模校となり、現状と 6 年後の比較が見える形にしたものです。

教育委員会では急激な児童数の減少に伴い、複式学級となっている学校及び今後複式学級が見込まれる学校を中心に、今後の学校のあり方について保護者や地域の皆様と協議を行っています。

こちらの資料は学校別の内訳も含め、市ホームページで公表する予定となっております。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○中津川委員

ご説明ありがとうございます。今後も児童数や生徒数の減少、それから学校数の減少というのが推計されていくわけなのですが、ますます少子化に対応した学校づくりが求められてくると思います。

それに対しての対応策、例えば小規模の学校のメリットを最大限に生かすような取組ですとか、複式教育の研修などについて現在どのような取組を行っているのかお聞きできればと思います。

○教育総務課長

小規模の学校におきましても、近隣の小学校との交流を進めるとか、小学校、中学校との間でできるだけ切れ目のない関係性が作れるようにといったことで、子どもたちの多様なコミュニケーションの機会を確保するというような取組をさらに進めていく必要があると考えています。

○中津川委員

現状、小規模の学校というのもあるわけで、そういった学校の質の高さを求めるといいますか、例えば、複式教育などについては別の特別な技術も必要だと聞いておりますので、その辺の研修や手引きを作るといったお考えはいかがでしょうか。

○教育総務課長

複式の学級での授業の進め方には様々な形態がありますので、その学校のどの学年とどの学年の複式になるかによっても異なると思うのですが、人数や学年に応じた複式でも、授業が適切に進められるようにということで、委員がおっしゃるような、こういう時はこうというようなものについても今後考えていきたいと思っています。

○中津川委員

はい、ありがとうございます。

○教育長

他にいかがでしょうか。

○渡部委員

中津川委員と似ている内容になってしまうかもしれませんが、適正規模が、小学校が 12 から 24 学級で、中学校が 9 から 18 学級ということで、なぜこの規模が適正かという理由はあるのでしょうか。

○教育総務課長

クラス替えができる規模というのがまずは適正な規模であるというようなことから、このような学級数を掲げております。

○渡部委員

分かりました。令和 7 年の時点で 12 から 24 学級の適正規模の小学校が 55 校ということで、おそらく令和 13 年には半数以上が 11 学級以下になっておりますかね。それで例えば、この適正規模もクラス替えがしやすいとか、いろいろ

	なコミュニケーションがしやすいという理由だと思うのですが、それと同等のメリットをこの小規模校に出すことができないのだろうかという模索はされていますか。
○教育総務課長	人数は減ってもクラスを2つに分けられないかとか、そういうことでしょうか。
○渡部委員	例えばですけれども、新潟市の生徒数が減少していくにあたって、適正規模ではない学校が増えてしまうと教育上もレベルが向上していかないのかなという風に思いますので、そこをこの適正規模と同等の教育環境にしていかなければいけないと思います。小規模数が増えたとしても、その対策というものは具体的に何か考えられていますか。
○教育総務課長	例えば、複式学級が生じるような見込みがある地域については、そういった情報を早めに地域の方や保護者の方に提供しまして、今後の学校のあり方を地域と一緒に検討することになります。 その中で、あるいは近隣の小学校と一緒に、規模を維持しようというようなことが出てくる場合もございます。
○渡部委員	統合ということですね。
○教育総務課長	そうですね。
○渡部委員	分かりました。地域のニーズに合わせて、統合も含めて総合的に考えていくということですね。ありがとうございました。
○教育長	他にいかがでしょうか。
○神林委員	お聞きしたいのですが、小学校1年生が1クラスということが多々ありますよね。そこは解消できないのでしょうか。1年生だけでもすべて2クラスにして、2年生になったら1クラスになってもいいのですが、ちょっとかわいそうなのです。教員が足りないから無理なのかもしれないのですが、子どもたちからすると、1クラスというのと2クラスで始めるのは割と違いますよね。せめて1年生の時だけでも2クラスに分けて教員を1人余計にということ。
○教育総務課長	そのところが教員の配置という部分で2学級にすることが難しいのです。2学級ある方がいいのでしょうか。
○神林委員	子どもたちがあっち行ったりこっち行ったりで、1年生の担任の先生が大変そうです。
○教育総務課長	複式学級になるかならないかの判断は、1年生が含まれると異なります。1年生と2年生を複式にする時の人数の考え方と、2年生以上の学年を複式にする時の考え方は違いますので、1年生はできるだけ複式にならないように配慮されています。
○神林委員	2クラスになるよう配慮もしていただけると良いのですが。分かりました。ありがとうございました。
○教育長	他にいかがでしょうか。
○畠山委員	説明ありがとうございました。適正規模ということで、例えば小学校は12から24学級が適正規模ということなのですから、新潟市はこの適正規模に向けて取り組んでいくということなのではないでしょうか。
○教育総務課長	新潟市が考える適正規模はこうですということはあるのですが、やはり

学校は地域にとっても非常に大事な施設ですので、これでなければならないというような進め方はいたしませんけれども、こういうことで考えておりますということで、地域と一緒に検討はしてまいります。

○畠山委員

適正規模というのはこういうものであるけれども、この適正規模に向かっていくのではないというか、必ずこうしなければいけないいうのではなくて、学校の実情、地域の実情等に合わせて、例えば複式学級のところとか、急激に児童数が減っているところの取組を行っていくということが中心になっていくという考えでよろしいですね。

○教育総務課長

複式学級にも良いところ、難しいところ、いろいろありますので、複式学級が生じたとしても子どもたちに不便が生じないような取組はしてまいります。

○畠山委員

実情に応じてというところですね。ありがとうございます。

○教育長

他によろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

次の、学校適正配置の状況と今後の取組については、まだ学校名を公にする段階ではないということから、次の、令和8年度使用教科用図書調査員の委嘱については、個人情報を含む案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

続きまして、日程第3次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第3 次回日程

○教育総務課長

7月につきましては、7月23日(水)、時間は午後3時30分からを予定しています。よろしくお願いいたします。

第4 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第5 定例会(非公開) 報告

第6 閉会

○教育長

これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

小見 直樹

署名委員

渡部 雄一郎